

## 審査方法及び採点について

堺市立文化館の指定管理者候補者の選定に際しては、当委員会において、申請団体の事業計画書（企画提案書）について、評価項目に関する書類審査及び面接審査を行い、当該団体が指定管理者としてふさわしいかを決定する。

### 1 選定方法について

- (1) 申請書類による書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行う。
- (2) 点数は、「100点満点／人×委員長を除く出席委員数＝満点」となる。  
(例：出席委員が4人の場合、満点が400点となる。)
- (3) 委員長を除く出席委員全員の点数を合算し、評価の合計点数が満点の60%未満の場合には、指定管理者として不適格とする。

### 2 採点を行う上での趣旨について

採点者は、自らが当該施設の利用者であるという観点から、審査表の全ての項目について採点を行う。

### 3 採点を行う上での目安について

採点は、評価の目安として以下のような段階に分類し、評価を行う。

配点基準	5点満点	6点満点	10点満点	12点満点
特に優れている (高度な能力を有している)	5点	6点	9～10点	10～12点
優れている (十分な能力を有している)	4点	4～5点	7～8点	7～9点
普通 (一応の能力を有している)	3点	3点	5～6点	6点
多少不十分 (多少能力が乏しい)	2点	2点	3～4点	3～5点
不十分 (能力が乏しい)	1点	1点	1～2点	1～2点
劣っている (能力がない)	0点	0点	0点	0点

#### 4 審査から採点までの流れ

(1) 書類審査（20分程度）

委員同士で意見交換を実施する。

※ 採点は面接審査実施後に行う。

(2) 面接審査

① プレゼンテーション（15分）

団体は、自らの団体の紹介、過去の実績や事業計画について、申請書類に基づき説明を行う。

時間厳守とし、時間になれば強制終了とする。

② 質疑応答（30分程度）

各申請書類やプレゼンテーションの内容等に基づき、質疑応答を行う。

③ 意見交換（5分程度）

委員同士で意見交換を実施する。

(3) 採点

書類審査及び面接審査をふまえ、総合評価により採点する。

#### 5 申請団体の面接出席者について

(1) 申請団体の代表者又は責任ある役職者に出席を依頼する。

(2) 申請団体の面接出席者は5名以内とする。

(3) 申請団体から事前に出席者についての報告を求める。

※ 報告内容：団体名、氏名、役職、所属、連絡先